

29 西審個議第 9 号
平成 29 年 8 月 4 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 道 清 孝

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人
情報保護条例等の改正について

平成 29 年 4 月 27 日付 29 西総総第 75 号の諮問に対し、別紙のとおり答申し
ます。

別紙

行政機関の保有する個人情報の保護に関する
法律の改正に伴う個人情報保護条例等の改正
についての答申

平成 29 年 8 月 4 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行個法」という。)の改正に伴い必要となる西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例(以下これらを「市条例」という。)の改正について、以下の方針のとおりとすることについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- 1 行個法の改正を踏まえ、市条例の個人情報の定義に「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」を追加し、それぞれの取扱いについて規定を整備する。
- 2 行個法の改正事項のうち、「非識別加工情報の提供等」に関しては、今後、制度導入に係る課題等の整理を行うこととし、現時点では市条例の改正は行わないこととする。

第2 諮問の趣旨

本件諮問の趣旨について、以下のとおり説明があった。

1 行個法の改正内容について

(1) 個人識別符号及び要配慮個人情報の規定の新設

ア 個人情報の定義を明確化するため、文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの等を「個人識別符号」と定義し、「個人情報」には「個人識別符号」が含まれることが明確化された。

イ 本人の人種、信条、社会的身分など、その取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、その他の個人情報と異なる取扱いをすることが規定された。

(2) 非識別加工情報の提供の仕組みの新設

非識別加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を民間事業者に提供する仕組みが新設された。

2 市条例の改正方針について

行個法が改正されたことを受け、平成29年5月19日付けで総務省から、地方公共団体においても法改正等の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要であるとの旨、通知があった。

西東京市においても、法改正の趣旨を踏まえ市条例の見直しに取り組むことが必要であるとの判断から、以下の方針のとおり市条例の改正を行うこととしたい。

(1) 個人識別符号及び要配慮個人情報に関する規定の追加について

行個法の改正内容のうち第2 1 (1)アに掲げる「個人識別符号」の定義については、個人情報の範囲を明確にするため、今回の行個法改正の趣旨を踏まえ、「個人識別符号」が個人情報に該当することを市条例の定義に追加し、「個人識別符号」の定義は行個法の定義と同一のものとする。

第2 1 (1)イに掲げる「要配慮個人情報」の定義については、現行の条例にも、今回の行個法改正で追加された「要配慮個人情報」に類する個人情報に関して、収集、保管及び利用が制限される旨の規定が設けているところであるが、今回の行個法改正の趣旨を踏まえ、当該個人情報を含めた形で、行個法と同様に「要配慮個人情報」として定義を追加する。

(2) 非識別加工情報の規定の新設及び目的規定の改正について

第2 1 (2)に掲げる非識別加工情報の提供の仕組みの新設については、平成29年5月19日付け総務省通知において、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、地方公共団体においても、行個法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の提供の仕組みを導入することが適当であるとされた。

しかしながら、市における当該仕組みの導入に当たっては、事業者の意向の把握、市民へ周知等、規定方式、個人情報ファイル簿の作成・公表、非識別加工情報の加工基準の策定、安全管理措置の基準の策定及び庁内体制の整備についての検討が必要である。

さらに、当該仕組みの導入に当たっては、全国統一のルール整備が求められていること、また、非識別加工処理に係る専門知識の必要性や事業者ニーズの把握の必要性を鑑みると、国が今後検討を予定する共通の提案受付窓口や共通の受託機関を活用することが適当であると考えられる。

以上のことから、非識別加工情報の提供の仕組みの導入に係る市条例の改正については、現時点では見送ることとし、前述した課題の検討を行いながら、国、東京都及び近隣自治体の動向を注視することとする。

第3 審議会の結論

審議会は、市条例の改正を本件諮問のとおり実施するとの方針について、いずれも認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、本件諮問に係る市条例の改正方針に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

- 1 本件諮問に関し、市からは、行個法改正の内容、市の条例改正案及びその概要、改正案に係る市民意見公募手続の結果、非識別加工情報の提供の仕組みの導入に係る課題等の資料が示され、これらに基づき説明があった。

個人識別符号及び要配慮個人情報に関する規定の追加については、これらの定義を規定することは、市における個人情報保護の拡充に資すると考えられる。また、今後、官民を通じたデータの利活用が進み、これらの定義が一般的になっていくことが予想されることから、行個法と同一の定義を設けることは有意義であると考えられる。

非識別加工情報制度の規定の新設については、国、東京都及び近隣自治体の動向を注視しながら検討するとの説明があったが、審議会としても、当該制度は西東京市のみで先行して導入するのではなく、広域的なレベルで実施されるべきものであると考えること、また、最近の国の動向を見ても、立法措置による解決を検討すべきとの方針が示される等、各自治体が個人情報保護条例を改正すべきとの現時点での方針が変更される可能性も否定できないことから、制度導入に当たっては慎重な検討が必要であると考えられる。

以上のことから、本件諮問で示された方針について、認めるものである。

第5 附帯意見

本答申を出すにあたり、次の意見を申し添える。

- 1 非識別加工情報の提供の仕組みの導入に関し、今回の条例改正は見送るとの方針が示されたが、行個法第1条の目的規定に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものである」との文言が追加されたように、ビッグデータの利活用は、今回の法改正において最も重要な点であることから、今回の条例改正は留保するとしても、今後、当該仕組みの導入に対する市としての姿勢を明確にすべきである。
- 2 非識別加工情報の提供の仕組みの導入に係る課題の1つとして、市民への周知が必要との説明があったが、今回の条例改正案に対するパブリックコメントに対し、意見等の提出がなかったことから伺えるように、ビッグデータの利活用に関する考え方が市民に浸透していないと考えられることから、市民にわかりやすい形でその周知を図っていくことが望まれる。

第6 審議経過

審議会開催日	内容
平成29年4月27日	諮問及び審議
平成29年7月14日	審議
平成29年8月4日	答申

以上